

# 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

鹿児島地区教科用図書採択協議会

義務教育諸学校教科用図書の採択は、文部科学大臣の作成する教科書目録に登録された教科用図書の中から、下記の基準に基づいて行う。

下記の基準は、鹿児島県の採択協議会が設定した採択基準に基づいて設定する。

## 記

- 1 関係法令の規定及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、次のような教育の目標に則していること。
  - (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
  - (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
  - (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
  - (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - (5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
  
- 2 前項の趣旨を具現化するため、次のような観点についてよりよい内容・記述となっていること。
  - (1) 各教科の目標等に則し、正確かつ公正であること。
  - (2) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及びそれらを活用する力の育成が図られているとともに、系統的・発展的に構成されていること。
  - (3) 学習への意欲や興味・関心を高め、学び方や考え方を習得するための工夫がなされていること。
  - (4) 信頼性のある適切な図表、資料等が効果的かつ適切に使用されていること。
  - (5) 郷土への理解を深め、愛情を培う教育に資するなど、地域の実態を考慮したものであること。
  
- 3 下記の事項を参考資料として活用すること。
  - (1) 鹿児島地区教科用図書研究員による研究調書
  - (2) 県教育委員会が作成した「採択のための参考資料」
  - (3) 鹿児島地区内の学校の教科書研究調書「学校意見」
  - (4) その他
    - ・ 法定展示による一般意見等